

平成 26 年（行ウ）第 8 号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件
（以下「甲事件」という。）

平成 27 年（行ウ）第 1 号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件
（以下「乙事件」という。）

平成 28 年（行ウ）第 2 号 安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件
（以下「丙事件」という。）

原告 原告 1－1 ほか

被告 国ほか

準備書面（46）

【被告福島県準備書面（11）に対する求釈明等】

2018（平成30）年1月12日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

ほか18名

【目次】

第 1 被告福島県平成 29 年 10 月 6 日付準備書面（11）第 1 における原告 らの主張に対する認否の趣旨についての求釈明	2
第 2 政府事故調による市町村担当者らに対する聴取結果にみる、被告国 及び被告福島県と周辺市町村との間の情報共有の杜撰さ	4

【本文】

第 1 被告福島県平成 29 年 10 月 6 日付準備書面（11）第 1 における原告らの主張に対する認否の趣旨についての求釈明

1. 被告福島県は、原告ら準備書面（36）に対して、準備書面（11）第 1 において認否している。しかし、以下の通り、被告福島県は、原告らの準備書面の記載を長々と引用して、それらに対して単に「争う」と述べるだけであって、原告ら主張事実のどの部分を否認して争うのか不明であるし、否認する理由も不明である。否認の理由を明らかにすることは民事訴訟規則 79 条 3 項により訴訟当事者に義務付けられている。否認の対象と理由を明らかにしなければ争点が明確にならず、訴訟の進行に支障があるので、これらを明らかにされたい。
2. 準備書面（11）第 1 の 2 項及び 3 項について
 - (1) 「『被告福島県職員の SPEEDI に対する認識は概ね一致しており、その情報が住民避難に用いられるべきであること等の基本的事項は概ね職員らが認識していた』との点について争う」との認否について、争う（否認する）対象となる部分を具体的に指摘し、被告福島県としての積極的な主張を明らかにされたい。
 - (2) 「『情報が乏しい中、なおかつ一刻の猶予も許されないという緊急事態において、利用しうる情報は最大限利用すべきであった。放射源情報が得られていないことのみをもってして SPEEDI 予測結果の有用性を否定することは、緊急時の対応として適切とはいい難かった』との点について争う」との認否について、争う（否認する）対象となる部分を具体的に指摘し、被告福島県としての積極的な主張を明らかにされたい。
 - (3) 「『当時の被告福島県の職員間の情報共有体制は極めて杜撰なものであった』との主張について争う」との認否、また「『周辺市町村と

の情報共有、さらに県職員間でさえ情報共有は極めて杜撰であった。これは、原子力災害という緊急事態における、基本的な情報共有を怠ったものというほかない。メールの削除（甲 C15）など言語道断である』との点について争う」との認否について、職員間の情報共有が適切に行われていたと主張するのであれば、当時の情報共有の状況について具体的に主張立証されたい。また、いわゆるメールの削除問題について不適切でないと主張するのであればその理由を明らかにされたい。

3. 被告福島県は、原告ら準備書面（30）について、認否を明らかにしていない。上記書面は、モニタリング結果及び SPEEDI の法令上の位置付けについて述べたものであり、被告福島県に対する請求にも関わるので、被告福島県は当然これについても認否反論すべきである。

原告らが上記書面で指摘した、2009 年に行われた総務省による原子力の防災業務に関する行政評価では、福島県は SPEEDI システムの社会環境情報に災害時要援護者の情報を入力することについて「SPEEDI システムに災害時要援護者の情報を入力することは、災害時要援護者の輸送手段としての公共輸送車両の適切な配備やそれに伴う避難対応要員の適切な配置に係る準備を行う上で、有効であると考え。」との意見を表明している（甲 C50・図表 1-17）。また、福島県は、SPEEDI システムの社会環境情報を、平成 17 年、同 19 年と 2 年おきに更新していたこともうかがわれ（甲 C50・図表 1-16）、SPEEDI システムを活用した早期の住民避難を可能にするように努めていたものと認められる。ところが、被告福島県は、準備書面（11）では「原災法 26 条 1 項 1 号あるいは 8 号により、被告福島県が、住民あるいは周辺市町村に対し SPEEDI の計算結果を開示することを義務付けられるものではない」と主張しているが、このような主張は、甲 C50 に現れた、被告福島県は 2009 年の行政

評価において、SPEEDI システムに災害時要援護者の情報を入力すべきであるとの意見を表明し、また SPEEDI システムの社会環境情報を定期的に更新していたことと明らかに齟齬している。

被告福島県は、原告ら準備書面（30）についても、認否を明らかにされたい。

第 2 政府事故調による市町村担当者らに対する聴取結果にみる、被告国及び被告福島県と周辺市町村との間の情報共有の杜撰さ

原告らは、平成 29 年 7 月 28 日付準備書面（36）において、被告国がオフサイトセンターの整備を怠り、それが周辺市町村との情報共有の障害となり、原告らに無用な被ばくをもたらしたと主張した。被告国及び被告福島県と周辺市町村との情報共有が極めて不十分であったことは、政府事故調による周辺市町村担当者への聴取記録（甲 C77 ないし 87）から具体的に読み取れる。事故直後の情報共有が極めて杜撰であり、避難指示などの基本的な事項すら周辺市町村は被告国や被告福島県から直接の連絡を受けていなかった。

以下、政府事故調が公表している市町村担当者らの聴取記録の内容を検討する。

1. 聴取記録の内容

(1) いわき市（甲 C77、78）

いわき市行政経営部危機管理課職員は、以下のように述べている（甲 C77）

「3/15 の午前 8 時 55 分に保安院のサクマという人だったと記憶しているが、第一原発から半径 30 km 圏内に避難指示が出るという電話があり、電話を受けた私（■（墨塗り部分））は、市長に報告したところ、午前 9 時 5 分には同一人物から再び電話があり、先ほどの話は撤回するとの連絡があった。私は、再度市長に対してその旨を報告したとこ

ろ、30 km 県内は避難を呼びかけているし、少し様子を見ようとのことになった。ところが、昼頃、テレビで官房長官が 30 km 圏内への屋内退避指示を呼びかけたことを知ったが、国や県からは、この件について、一切連絡はなかった。」

「3/15 に屋内退避の指示が官房長官会見で呼びかけられたが、この後から、市内に物資が輸送されなくなってきた。この理由は、誤った報道によるものだと考えている。実際に、複数の市民から、NHK の報道で、いわき市全体が屋内退避になったと聞いたとの問い合わせがあり、市として訂正の広報を依頼しようにも、報道関係者が全員退避してしまっていて即座に訂正できない状態にあった。(中略)

国に対しては、常に正しい情報を発信し続けて欲しいと思う。また、誤った情報が出された場合、すぐに打消しの報道を国が行って欲しい。」

また、いわき市保健所職員は、いわき市独自の判断で安定ヨウ素剤を配布した経緯を説明し、「配布後、国の機関から、恐らく総務省だったと思うが、勝手に配ったことについてお叱りの電話を受けた」としつつも、「ヨウ素剤の配布については、結果として、情報のない中、パニックを防ぎ市民を守るための最善の策であったと考えている」と述べている (甲 C78)。

(2) 大熊町 (甲 C79、80)

大熊町職員は、「第一原発の職員 2 名が 3/11 の午後 8 時過ぎ頃から町役場に駐在し、(中略)プラント情報は、この二人から入手していた」、「(3 月 12 日) 午前 5 時 45 分頃、細野総理補佐官から町長に、避難区域が第一から 10 km に拡大されるという連絡があり」全地区に避難を呼びかけた、と述べている (甲 C79)。

(3) 葛尾村 (甲 C81)

葛尾村職員は、次のように述べている。

「この日（3月12日）の午後、時間ははっきりとした記録がないものの、駐在が役場に慌ただしく入ってきて、「原発が爆発した。避難してください」と伝えられた。我々は、避難したほうがいいのではないかと思ったが、村長は、国や県から避難の指示があるはずだから、指示がないうちは心配するな」と冷静な対応を求めた。夕方6時30分になって、1Fから20kmに避難指示が出たことをテレビで知ったため、地図でどこまでの区域が20km圏に含まれるかを確認した後、IP電話で対象住民に避難指示を行なった。」

「3/14には、3号機の爆発等が報道されたため、役場内で自主的に避難すべきだという声が強まったが、村長は、国からの指示があるまで待とうという態度であり、避難を決めかねていた。ところが、3/14の午後9時5分頃、広域消防職員から「オフサイトセンターが避難した」という連絡が入ったため、村長も、住民の生命が最優先であるとして、避難を決断した。」

「オフサイトセンター退避の情報が避難決定の決め手となったのだが、もし、SPEEDIの情報が公表されていれば、これも村として避難を決める一つの判断材料になっていたかもしれない。」

(4) 川内村（甲 C82）

川内村職員は、次のように述べている。

「(3/12 5:44の第一から半径10km圏内の避難指示及び7:45の第二から3km避難指示について) この指示も、国や県から連絡を受けたことはない。(中略) 我々は、原発に関する知識はほとんどないので、どういう状況なのかよくわからなかったが、何だかえらいことになっているという雰囲気は感じ始めていた。そのうち、テレビで第一原発で爆発があったとかいう報道があり、川内村としても大丈夫なのか恐怖に駆られるようになっていた。」

「3/13 以降は、電話回線がパンクしたのか、電話が使えなくなり、途中で NTT から衛星電話を借りることになった。村民から、原発の状況は大丈夫なのか問い合わせた殺^{ママ}到していたこともあり、村としても避難すべきか検討を始めた。情報が途絶してしまったので、我々も非常に不安であった。(中略) テレビ報道を見て住民が不安になっていたことから、富岡町長が 3/14 の夜頃、衛星携帯電話を使って原子力安全・保安院の次長に連絡し、状況を確認したところ、原発から 20 km の避難指示は安全寄りに立った措置であり、20 km 以上離れていれば大丈夫である、チェルノブイリのようなことにはならないという話を次長から受けたとのことであり、早速、避難所の住民に対して、20 km 以上離れているので安心である旨を説明することとなった。」

「ところが、翌日（3 月 15 日）■になって、テレビで第一原発から 20～30 km の範囲に屋内退避指示が出たことがわかり、また、村に移転してきていた双葉警察署の人が、これから川俣町に移転するということを告げに来るなど、このまま村に残っていては危ないという雰囲気になってきた。この時も、国や県から直接連絡があったということは確認できていない。テレビで初めて知ったものである。」

「川内村は、いわゆる EPZ の範囲外であり、原子力防災訓練にも参加していないことから、原子力災害については無知であった。今回の事故を受けて、原発から 30 km 圏内までは避難訓練を行うなどの措置を講じるべきではないか。また、国や県からは避難に関して何の指示も来ていない。通信手段が途絶していて連絡が取れないのであれば、対象自治体を直接訪問するなどして連絡するなど、誠意を示して欲しかった。」

(5) 田村市（甲 C83）

田村市の職員は、次のように述べている。

「3/11 の 1F の緊急事態宣言及びその後発出された 3 km の避難指示については、田村市は対象とならなかったこともあり、国や県からの連絡はなかった。3/12 の 1F から 10 km の避難並びに 2F の緊急事態宣言及び 2F から 3 km の避難についても、田村市は対象とならなかったこともあってか、国や県から連絡は来ていない。」

「(3/12 17:39 の第二から半径 10 km、18:25 の第一から半径 20 km の避難指示について) 2F から 10 km の避難は、田村市は対象とならなかったこともあってか、国や県から連絡はなかった。18:25 の^{ママ}2F (注: 1F の誤記と思われる) から 20 km の避難は、田村市の一部が対象となったが、これは、県から電話があつて認知した。県から電話があつたのは、記録では 20:10 となっている。」

「(3/15 11:00 の第一から 20~30 km 屋内退避指示について) 記録上、11:15 の県知事による TV 会見により認知したことになる。この日には電話はつながっていたため、連絡できないという状態ではなかった。」

(6) 浪江町 (甲 C84)

浪江町職員は、以下のように述べている。

「東電、県、OFC、原発周辺町村をつなぐ専用回線があつたのだが、理由はわからないがこれも使えなかった。(中略) このような状況下、第一原発の緊急事態宣言については、国や県からは連絡がなく、報道で認知した。」

「(3/12 5:44 の第一から半径 10 km 圏内の避難指示について) この指示も、国や県から連絡を受けた記憶がなく、TV で認知した。」

「(3/12 18:25 の第一から半径 20 km の避難指示について) 国や県から連絡はなく、報道で認知した。」

「(3/15 11:00 の第一から半径 20~30 km 圏内の屋内退避指示につい

て) この日に、国から 20~30 km圏内の屋内退避指示が出されているようだが、国や県からその旨の連絡はなかったように思う。」

「3/15 以降の文科省取りまとめによるモニタリング結果から、浪江町津島地区及び赤宇木地区で高い放射線が観測されているということが判明しているそうだが、国や県からそういった話を当時聞いた覚えはない。」

「SPEEDI による逆算結果が 3/23 に公表され、飯舘村や川俣町方面に、高い放射線量が計測されたとの話については、今、事故調の方に SPEEDI の結果を見せていただいて初めて知ったところである。当時、国や県から通知が来た覚えはなく、正直言って、報道を見た覚えもない。」

(7) 檜葉町 (甲 C85)

檜葉町職員は、次のように述べている。

「(3/12 7:45 の第二から 3 kmの避難指示について) この避難指示を国や県から受信したという職員は確認できていない。町としては、テレビで初めて知ったという状況であった。」

「3/15 以降、(避難先の) いわき市で放射線量が高くなり、いわき市は安定ヨウ素剤を配布するという動きが出てきた。(中略) こういった動きを受け、町長判断で 3/17 に住民に対して安定ヨウ素剤を配布している。このとき、県の災対本部に連絡して服用の指示について聞いたところ、今のところ服用指示が出るような状況ではないとの回答であったことから、配布はしたものの服用の指示は出していないし、配布した分については回収もしていない。」

(8) 広野町 (甲 C86)

広野町職員は次のように述べている。

「(3/12 7:45 の 2F 緊急事態宣言及び 2F から半径 3 kmの避難指示に

ついて) これはテレビで知った。(中略) 2Fからは、10 条通報及び 15 条通報について、役場に携帯で連絡が入った。この時は、au 以外の携帯は、つながりにくいものの、使える状態ではあった。」

「(3/12 17:39 の 2F から半径 10 km避難指示について) これもテレビで知った。」

(9) 南相馬市 (甲 C87)

南相馬市職員は、次のように述べている。

「(3/12 5:44 の第一から半径 10 kmの避難指示について) 市で作成した記録によると、6:20 に消防署から連絡があり、第一原発から半径 10 km以内で避難指示が出ていることを認知した。6:25 には県対策本部からも同様の連絡があり、県からは、双葉・浪江地区から住民が避難のために押し寄せる可能性もあるので、準備をお願いしたいとの指示を受けた。同じく 6:25 には県の出先機関である相双地区保健福祉事務所から安定ヨウ素剤の準備をお願いしたいとの連絡を受けた。」

「(3/12 18:25 の第一から半径 20 kmの避難指示について) 半径 20 kmに拡大されると、南相馬市の 3 分の 1 に該当する旧小高町全域が該当することになるが、この指示も国から市への伝達は受けていない。県からも連絡がなかった。」

「(3/15 11:00 の第一から 20~30 kmの屋内退避指示について) これも国からも県からも連絡はなく、TV で認知した。」

「その後、3/16 頃だったと思うが、市に駐屯してくれていた自衛隊から、「米軍では原発から 80 km圏内からの退避指示が出されたようであり、我々も撤収する。市も避難したほうがいい」との連絡があり、自衛隊車両が市から撤収していった。この様子を見た市民から、市へ問い合わせが殺到し、屋内退避圏内の市民の多くが自主的に避難していった。住民が自主的に離れて行ったことに伴い、市内の店舗が相次

いで閉鎖されたことや、トラックなどの物流が屋内退避の 30 km圏内に入っていないことなどが原因だと思われるが、この頃から市内で物資が停滞し、市民生活が困難になっていった。」

「(当時、市外に出るためには) 北に出るか、西に出るかしかなかったところ、仙台方面は、震災と津波の影響で避難受け入れどころではないのではないかとの考えから、市で調整して、多くの市民が飯舘・川俣方面に避難している。ところが、後日公表された SPEEDI のデータによると、飯舘・川俣方面は、屋内退避区域からの避難を進めていた時期、南相馬市内以上の放射線が飛散しており、特に、3/17 頃は、飯舘では雪が降り、子供たちが雪遊びをしていたとの話もある。もしデータが公表されていれば、仙台方面へ避難したはずであり、大変遺憾である。」

2. 各市町村職員らの聴取記録の検討

(1) 3 月 11 日から 15 日頃までの間の、被告国及び被告県から関係各自自治体への情報提供が極めて不十分であったこと。

3 月 11 日から 15 日までの間の、住民の退避に関わる主要な指示が行われた経過は以下の通りである。

11 日 19:03	第一原発緊急事態宣言
11 日 21:23	第一原発から 3 km圏内避難指示
12 日 05:44	第一原発から 10 km圏内避難指示
12 日 07:54	第二原発緊急事態宣言・3 km圏内避難指示
12 日 17:39	第二原発から 10 km圏内避難指示
12 日 18:25	第一原発から 20 km圏内避難指示
15 日 11:00	第一原発から 20~30 km圏内屋内退避指示

これらの緊急事態宣言及び避難指示の関係自治体への伝達についてみると、町内に第一原発が立地されている大熊町と、12 日の第一原発

から 20 km圏内の避難指示について県から連絡を受けたとする田村市（もっとも、避難指示が 18:25 であったのに対し、県から連絡があったのは 20:10 であったとのことであり、県からの連絡は避難指示発出から 3 時間 45 分後であった（甲 C83））を除き、関係自治体はいずれもこれらの避難指示について被告国または被告県から連絡を受けておらず、自治体においてテレビ等の報道に接して避難指示を認知したという実態がある。

いわき市職員は、原子力安全・保安院の「サクマ」なる人物から 15 日 09:05 頃、30 km圏内に避難指示が出る、という電話があったもののその直後の 09:05 頃にさきほどの話は撤回するという連絡があった、と述べており、情報が提供された場合にもかえって混乱させるような内容の情報提供の方法であったと言わざるを得ない。関係自治体への原災法に基づく情報提供が不十分であったことはあまりにも明らかである。

また、前記いわき市職員は、いわき市全体が屋内退避になったとの誤った報道が流れ、これにより市内への物流が滞ったと述べ、「国に対しては、常に正しい情報を発信し続けて欲しいと思う」（甲 C77）と、当時の被告国による情報提供のありかたに対する不満を述べている。

- (2) SPEEDI 計算結果はおろか、モニタリング結果など客観的な指標に関する情報が、被告国や被告福島県から関係自治体へ全く提供されなかったこと。

SPEEDI 計算結果やモニタリング結果についても、被告国または被告福島県からそれらの情報提供を受けたとする関係自治体は皆無である。客観的な情報や知識が提供されていなかったことについて、各自治体職員は次のように述べている。

「「ヨウ素剤の配布については、結果として、情報のない中、パニッ

クを防ぎ市民を守るための最善の策であった」(甲 C78・いわき市)

「オフサイトセンター退避の情報が避難決定の決め手となったのだが、もし、**SPEEDI** の情報が公表されていれば、これも村として避難を決める一つの判断材料になっていたかもしれない。」(甲 C81・葛尾村)

「我々は、原発に関する知識はほとんどないので、どういう状況なのかよくわからなかったが、何だかえらいことになっているという雰囲気は感じ始めていた。」「情報が途絶してしまったので、我々も非常に不安であった。」「国や県からは避難に関して何の指示も来ていない。通信手段が途絶していて連絡が取れないのであれば、対象自治体を直接訪問するなどして連絡するなど、誠意を示して欲しかった。」(甲 C82・川内村)

「3/15以降の文科省取りまとめによるモニタリング結果から、浪江町津島地区及び赤字木地区で高い放射線が観測されているということが判明しているそうだが、国や県からそういった話を当時聞いた覚えはない。」「**SPEEDI** による逆算結果が 3/23 に公表され、飯舘村や川俣町方面に、高い放射線量が計測されたとの話については、今、事故調の方に **SPEEDI** の結果を見せていただいて初めて知ったところである。当時、国や県から通知が来た覚えはなく、正直言って、報道を見た覚えもない。」(甲 C84・浪江町)

「仙台方面は、震災と津波の影響で避難受け入れどころではないのではないかと考えから、市で調整して、多くの市民が飯舘・川俣方面に避難している。ところが、後日公表された **SPEEDI** のデータによると、飯舘・川俣方面は、屋内退避区域からの避難を進めていた時期、南相馬市内以上の放射線が飛散しており、特に、3/17 頃は、飯舘では雪が降り、子供たちが雪遊びをしていたとの話もある。もしデータが

公表されていれば、仙台方面へ避難したはずであり、大変遺憾である。」

(甲 C87・南相馬市)

以上のように、複数の関係自治体職員は、政府事故調の聴取に対し、被告国または被告福島県からモニタリング結果や SPEEDI 計算結果など指標となるべき客観的情報が提供されなかったこととそれに対する強い不満を述べている。これらの情報が自治体に提供されていたなら、より適切な方向へ迅速に住民を避難させることができたはずであった。

3. まとめ

原災法 26 条 1 項 1 号は、緊急事態応急対策として「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項」を、同項 8 号は、「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項」を行うべきものと定めている。

ところが上述の通り、関係自治体においては、モニタリング結果、SPEEDI 計算結果やその理解に必要な知識はおろか、避難指示すら直接の伝達は行われておらず、各自治体において独自にテレビ報道などで知る他ない状況であった。このような状況が、原災法の要求する水準の関係自治体との情報共有、周辺住民への情報伝達であったとは到底言い難いものであることは、明らかである。

震災後、電話がつながりにくい状況あったとしても、衛星電話による通信は可能であった。またオフサイトセンターの非常時通信網が不十分であった。それに加えてオフサイトセンター自体、所内の職員の被ばくを防止するエアフィルターが整備されておらず 14 日には退避を余儀なくされる状況であったことが混乱に拍車をかけたものであり、被告国のオフサイトセンター整備義務違反がこのような重大な混乱を招いたのである。

以上